

古利根沼保全基本計画(案)に関する意見及び市の考え方(意見人数3人 意見総数14件)

番号	意見	市の考え方
1	環境保全ゾーン トンボ池から西側、駐車場までも立ち入り制限にすべき。	トンボ池から駐車場の間については、市民参加により環境の保全と回復を図り、自然観察や散策の場として活用していきます。立ち入りに際しては、案内板などにより自然環境への配慮について注意を促していきます。
2	自然観察の森ゾーン 不要。設置すれば人が過度に立ち入り、表土が露出するなど弊害が予想される。トイレは駐車場に設置すべき。また、ゴミ箱も置くこと。これにより、管理棟も不要にできると思われる。	古利根公園自然観察の森では、みどりのボランティアにより、豊かな生態系をめざした森づくりの活動が行われています。一般の来園者だけでなく、ボランティア活動している方々のためにもトイレや洗い場が必要であることをご理解いただければと思います。また、我孫子市では、公園ではゴミを持ち帰っていただくことを原則としているため、ゴミ箱の設置は考えていません。なお、管理棟については、利根川ゆうゆう公園ネイチャーセンターに統合する計画となっています。
3	エントランスゾーン 駐車場を最低限ではなく、十分確保し、水辺に車両が立ち入るのを防ぐ。	駐車場については、釣りや散策など現在の利用実態を把握するとともに、周辺の自然環境や景観に配慮しながら可能な範囲で整備したいと考えています。
4	水辺のふれあいゾーン 散策のための護岸整備は反対。崩れることを防ぐための護岸にとどめ、散策は南側で行えばよい。けものみちで十分。旧蛇島(通称)から西北西への散策路(既存市道)は車両通行禁止にする。過度な整備は不要。盛土を伴う整備は本末転倒と考える。	この護岸整備は、散策動線をつなげる役割とともに、ゾーン内で唯一人が水面に近づける場の整備という意味があります。現在この付近に係留している個人の釣り舟等は撤去してもらい、人が水辺に親しむ場として位置づけています。また、盛土については、必要最小限としますが、これ以上の侵食防止と植生回復という効果を期待してのものです。
5	維持管理 必ずゴミを捨てる人がいます。分別ゴミ箱の設置と市街地に準ずる回収を行うべき。	我孫子市では、ゴミは持ち帰りを原則としています。古利根沼周辺は、ご指摘のとおりゴミ捨てが多く、市民団体による定期的なゴミ回収や市主催による水辺清掃を実施しています。今後もゴミ捨てが減るよう啓発等に努めていきます。
6	計画全般について ハードウェアの整備(木道、散策路)よりも、ソフトウェア(維持・管理)に注力すべき。散策路動線が繋がらないのは必ずしも悪ではない。監視員の設置(遠隔監視でも可)、ゴミ収集、ネイチャーガイド同伴による観察等、土木工事を行わなくても済む方策があるはず、ガイド同伴の水上からの観察のみ可能とする等々。	ハード施策については、崩れ防止や危険防止、環境回復など必要最小限のものにとどめたいと考えています。また、監視員の設置やネイチャーガイド同伴の観察等ソフト施策のご意見については、今後の維持管理や活用の参考にさせていただきます。古利根沼周辺の保全については、施策の効果を検証し、よりよい方法があれば取り入れるという方針で維持管理・活用を進めていきます。
7	沿岸道路の舗装(排水路側道を含む)	農用地内の道路であり、現在のところ舗装する予定はありません。
8	沿岸道路への車両進入禁止(排水路北側は沼に至るまで全面禁止)	車両通行禁止については、最終的に公安委員会の判断ですが、農業従事者をはじめ利用者もいることから、通行禁止にすることは困難と思われます。
9	現在排水路河口から利根川堤防まで歩いて到達するには道が悪く、特に山林中は抜けられないが、整備するならばきちんとすべきで、そうでないなら途中で進入禁止にしたらどうか。	トンボ池周辺から東は湿地帯もあり、原則立ち入りを制限し、自然環境を保全します。

番号	意見	市の考え方
10	駐車場を設置する必要があるが、排水路河口部右側がよい。	駐車場については、現在も釣り人など古利根沼を訪れる人の多くが車を止めていることから、我湖排水路上流から見て右側に整備します。
11	沼内、沿岸に構築物を設けているので、禁止区域を設定するか撤去させるべき。	釣り舟の係留や私設の釣り桟橋等の設置については、平成16年に制定した「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」で禁止となっています。今後、設置者に撤去を求めるとともに条例の周知に努めていきます。
12	野良猫の捕獲排除について 現在、野良猫に餌付けをしている人がいる。また、山林入り口付近に廃材で猫小屋を設けている。野良猫が増えたらどうするか。猫は捕獲すべき。	ご指摘の猫小屋が設置されている場所は、個人の所有地となっています。今後、所有者に相談し対応策を検討します。
13	水辺の埋立て、釣堀の未処理の排水に関する取手市と我孫子市の間で取り決めはあるのか。	取手市側には、まだ個人所有の池沼があることは確かです。古利根沼に関しては、両市のまちづくり協議会において、協力して保全していこうという方針で一致しています。ただ、現時点では、埋立てや排水等に関する具体的な取り決めはありません。今後も取手市と連携を深めながら、古利根沼の保全と活用を図っていきます。
14	一部の周辺住居の生活排水が未処理のまま沼に流れ込んでいるのではないかと 思われる。どのような対策を考えているか。	我孫子市側の流入水については、これまで公共下水道の整備や四万十川方式の浄化施設設置などにより改善を図ってきました。大和団地の生活排水は、平成17年度末に公共下水道に接続しています。ご指摘のとおり、まだ未処理のまま流入している生活排水も一部あることから、関係化と協議し有効な浄化対策を検討していきます。